



はーと なび



一般社団法人 全国腎臓病協議会

〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-29-24 パシフィックスクエア千石 802

2024 年 4 月 24 日発行

TEL:03(5395)2631 FAX:03(5395)2831 E-mail:sougei@zjk.or.jp

許可又は登録不要の運送 関連通達を一本化して改正 保険料・車両借料の負担を利用者に求めること可能に

道路運送法上の許可又は登録不要の運送について定めた通達「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」が全面的に見直され、新たに「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」として3月1日に発出されました。

従来の“無償”の解釈である「任意謝礼の支払い・実費の請求及び支払い」に変更はありませんが、新たに利用者から収受可能な実費の対象として保険料・車両借料が追加されました。また、許可・登録不要の施設送迎（介護施設や学校などが行う施設利用者の送迎）

について、利用者の要望により途中商店などに立ち寄ることができる旨が明記されています。通達詳細は、下記リンクより内容をご確認ください。

【リンク】

道路運送法の許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて：

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001338101.pdf>

「道路運送法の許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」イラスト版：

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001322024.pdf>

《トピックス》

日本版ライドシェア 4 区域で開始 正式名称は「自家用車活用事業」

地域の自家用車を活用してタクシーが不足する分の運送サービスを供給する、いわゆる日本版ライドシェア「自家用車活用事業」が4月から始まりした。

この制度は、タクシーが不足する地域や時間帯について、そのタクシー不足状態を道路運送法第78条第3号の「公共の福祉のためやむを得ない場合」にあたるとして、国土交通大臣が自家用有償運送を許可するというものです。よって、自家用車活用事業は全国一斉に実施されるものではなく、地域・時間

帯・時期を限定して行われるものとなります。4月8日時点では、東京23区と武蔵野市、三鷹市を対象とする営業区域「特別区・武三」、名古屋市、瀬戸市、日進市などの「名古屋」、横浜市、川崎市などの「京浜」、京都市、宇治市などの「京都市域」の4区域のみが実施地域となっています。

今後の展開について国土交通省は、配車アプリデータをもとに不足車両数を算出し、追加の業対象区域を順次公表するとしています。

【参考】

国土交通省 報道資料 自家用車活用事業

の制度を創設し、今後の方針を公表します：
https://www.mlit.go.jp/report/press/jid_0sha03_hh_000416.html

特別通院送迎加算の算定要件 補足 送迎回数12回は「12 往復」を意味

「全腎協ニュースレター」ですすでにお伝えしておりますが、今年度より介護保険施設が入所する透析患者の送迎を行った場合、介護報酬が加算されます（特別通院送迎加算；定期的かつ継続的に透析を必要とする入所者であって、家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事由がある者について、施設職員が月 12 回以上の送迎を行った場合に加算）。同加算についての Q&A が厚生労働省より発出されましたので、以下に抜粋掲載します。

○ 特別通院送迎加算について
問 135 「1月につき 12 回以上、通院のため送迎を行った場合」とは往復で1回と考えてよいか。

（答）貴見のとおり。

問 136 施設の送迎車等の使用が困難な場合、介護タクシー等外部の送迎サービスを利用した場合、加算の算定のための回数に含めてよいか。

（答）施設職員が付き添った場合に限り、算定のための回数に含めてよい。

問 137 透析とあわせて他の診療科を受診した場合、加算の算定のための回数に含めてよいか。

（答）透析のための定期的な通院送迎であれば、あわせて他の診療科を受診した場合であっても、加算の算定のための回数に含めてよい。

【出典・リンク】

「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A

（Vol.1）（令和6年3月 15 日）」：

<https://www.mhlw.go.jp/content/001227740.pdf>

《事務局より》

■活動状況報告書の提出についてのごお願い

通院送迎事業所の皆さまにはいつも通院介護支援事業「活動状況報告書」の提出にご協力いただき、ありがとうございます。

お忙しい時期とは存じますが、提出にご協力くださいますようお願い申し上げます。

また、お手元に未提出の報告書がございます場合は、急ぎ全腎協事務局までご提出ください。

■自動車の変更登録・移転登録について

転居等や譲渡等により自動車の住所や所有者が変わったときは、変更から 15 日以内に登録手続きが必要です。

国土交通省では引越しが多い時期にあわせて、自動車の変更登録、移転登録、自動車検査証の記載事項の変更申請を正しく行うよう啓発を強化しています。

引越しで住所が変わった場合は変更登録が、譲渡等で所有者の名義が変わった場合は移転登録の手続きが必要です。登録自動車については、転居度の住所を管轄する運輸支局等、軽自動車に関しては、転居後の住所を管轄する軽自動車検査協会事務所にて手続きを行います。手続きの問い合わせ先や詳細は、下記リンク先をご覧ください。

【リンク】

国土交通省 クルマの手続き忘れずに！

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr6_000006.html